

(証 券 コ ー ド 9979)

平 成 23 年 11 月 10日

株 主 各 位

東 京 都 大 田 区 大 森 北 一 丁 目 22 番 1 号
(本社事務所 東京都品川区南大井六丁目28番12号)

株 式 会 社 大 庄

代 表 取 締 役 社 長 平 辰

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年11月24日（木曜日）午後5時50分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年11月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
ホテルラフォーレ東京 地下1階 御殿山ホール
[末尾に記載の「第40回定時株主総会会場案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。]
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 - (1) 第40期（平成22年9月1日から平成23年8月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第40期（平成22年9月1日から平成23年8月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- (お願い) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daisy.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年9月1日から
平成23年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の回復による輸出の増加や政府の経済対策などを背景に緩やかな回復基調にありましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災およびその後の原発問題により、生産活動の縮小や消費の自粛ムードが広がり、一方で急激な円高の進行や世界的な金融市場の混乱も重なり、景気の先行きに対する不透明感が一段と高まる状況下で推移いたしました。

外食業界におきましても、震災後は計画停電による営業時間短縮、原発問題の影響、世の中全体の自粛ムードなどもあり売上が大きく低迷する状況となりました。その後は、全体的には回復傾向が見られましたが、相変わらず厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中で、当社グループは6店舗（当社4店舗、㈱寿司岩2店舗）の新規出店を行いました。また、収益力の抜本的改善を図るため、徹底した店舗リストラクチャリングに取組み、店舗改装を59店舗（当社40店舗、㈱イズ・プランニング14店舗、㈱寿司岩5店舗）、店舗閉鎖を95店舗（当社88店舗、㈱イズ・プランニング5店舗、㈱寿司岩2店舗）で行いました。

これにより、当連結会計年度末のグループ直営店舗数は、前年同期末に比べ89店舗減少の662店舗となっております。店舗業態の内訳としては、庄や228店舗、日本海庄や117店舗、うたうんだ村74店舗、やるき茶屋67店舗、築地日本海26店舗、築地寿司岩23店舗、その他業態127店舗となっております。さらにフランチャイズ店の店舗数は217店舗となっております。

以上の結果、連結売上高は、前年同期に比べ5.4%減少の79,227百万円となりました。

一方、利益面につきましては、営業損失は605百万円（前年同期は営業損失1,487百万円）、経常損失は814百万円（前年同期は経常損失729百万円）、資産除去債務会計基準の適用ならびに店舗リストラクチャリング等により多額の特別損失を計上したため、当期純損失は3,395百万円（前年同期は当期純損失1,545百万円）となりました。

また、事業の種類別セグメントの概況としては、次のとおりであります。

<飲食事業>

営業戦略面では、既存店舗対策の強化、業態コンセプトを強調したグランドメニューの改訂や宴会メニューの刷新、新しい店舗業態の積極展開、モバイル媒体を活用した営業活動の拡大、店舗幹部研修の強化およびパート・アルバイト向け集合研修の導入、店舗組織体制の見直しなどを行いました。また、コストコントロール策としては、仕入交渉強化による仕入原価の低減、ワークスケジュール管理の強化、店舗家賃の減額交渉、販売促進費の効率的使用などに取り組みました。

売上高につきましては、震災直後の3、4月は大きく落ち込んだものの、その後は少しずつ回復傾向を辿り、当社グループの既存店売上高は対前年比で6月105%、7月103%、8月104%と順調に推移いたしました。この結果、通期での既存店売上高は前年同期比3.4%の減少となりました。また、店舗の大量閉鎖もあり、売上高は前年同期比5.7%減少の70,052百万円となりました。

<卸売事業>

鮮魚卸売子会社の売上不振等により、売上高は前年同期に比べ5.4%減少の4,055百万円となりました。

<不動産事業>

売上高は前年同期に比べ0.8%減少の841百万円となりました。

<フランチャイズ事業>

売上高は前年同期に比べ0.3%増加の376百万円となりました。

<その他事業>

売上高は前年同期に比べ0.9%減少の3,901百万円となりました。

また、事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業セグメント区分		前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減(△)	
		売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
			%		%		%
庄	や	23,751	28.4	23,135	29.2	△616	△2.6
日 本 海 庄	や	18,813	22.5	17,465	22.0	△1,348	△7.2
や る き 茶 屋		7,276	8.7	6,697	8.5	△579	△8.0
う た う ん だ 村		4,059	4.8	3,926	5.0	△132	△3.3
築 地 日 本 海		3,140	3.8	2,915	3.7	△225	△7.2
築 地 寿 司 岩		1,863	2.2	1,675	2.1	△188	△10.1
築 太 郎		1,359	1.6	1,102	1.4	△257	△18.9
中 の 濱		1,061	1.3	989	1.2	△71	△6.8
そ の 他		12,938	15.4	12,143	15.3	△794	△6.1
飲 食 事 業 計		74,265	88.7	70,052	88.4	△4,212	△5.7
卸 売 事 業 計		4,286	5.1	4,055	5.1	△230	△5.4
不 動 産 事 業 計		847	1.0	841	1.1	△6	△0.8
フランチイズ事業計		375	0.4	376	0.5	1	0.3
そ の 他 事 業 計		3,937	4.8	3,901	4.9	△35	△0.9
合 計		83,711	100.0	79,227	100.0	△4,484	△5.4

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は3,033百万円で、土地の取得ならびに新規出店や改装店等による有形固定資産取得投資額が3,000百万円、新規出店等による敷金・保証金差入投資額が33百万円であります。なお、当連結会計年度における新規出店の状況は次のとおりであります。

NO	開 店 月	店 舗 名
1	平成22年9月	焼 肉 竜 横 浜 西 口
2	平成22年9月	大 庄 水 産 高 崎 駅 前
3	平成22年11月	庄 矢 口 渡
4	平成23年3月	築 地 寿 司 岩 東 急 た ま プ ラ ー ザ
5	平成23年3月	築 地 寿 司 岩 エ キ ュ ー ト 上 野
6	平成23年4月	日 本 海 庄 や ダイワロイネットホテル浜松

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要する資金は、自己資金および借入金により充当しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内における震災復興需要への期待感はあるものの、海外経済の減速、欧州金融市場の混迷、円高や株安の長期化等の懸念から、引き続き景気の先行きは不透明な状況が続くものと思われます。

外食業界におきましては、市場の成長が期待できない中で、新しい消費者ニーズの開拓に向けた企業間競争がますます激化していくものと予想しております。

このような状況の中で、当社グループは、「飲食事業における収益力の早期回復」を最重点経営課題として認識し、様々な施策に取り組んでまいります。

具体的には、既存店対策の強化、新しいグループ店舗組織体制による経営刷新、業態戦略の再構築、MD（マーチャンダイジング）戦略の更なる強化、営業施策の見直しなどに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第37期 (平成20年8月期)	第38期 (平成21年8月期)	第39期 (平成22年8月期)	第40期 (平成23年8月期)
売 上 高(百万円)	89,656	86,867	83,711	79,227
経 常 利 益または 経常損失(△)(百万円)	2,790	1,111	△729	△814
当 期 純 利 益または 当期純損失(△)(百万円)	1,072	△593	△1,545	△3,395
1 株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	51円07銭	△28円62銭	△79円93銭	△178円82銭
総 資 産(百万円)	55,034	53,776	52,118	52,069
純 資 産(百万円)	33,070	31,575	26,062	25,145
1 株 当 た り 純 資 産	1,566円96銭	1,521円84銭	1,473円44銭	1,243円77銭

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 業 務 内 容
	百万円	%	
株式会社 イズ・プランニング	300	100.0	寿司「築地日本海」、飲食店「949」等のチェーン経営
株式会社 ディ・エス物流	99	100.0	貨物自動車運送業および酒類・食料品販売
米 川 水 産 株 式 会 社	90	100.0	水産物、水産加工品販売
株式会社 アサヒビジネスプロデュース	60	75.0	不動産事業および煙草・飲料水の販売
株式会社 ア ル ス	80	63.0	病院、事業用給食施設の運営
新潟県佐渡海洋深層水株式会社	96	100.0	飲料水等の製造・販売
株式会社 壽 司 岩	50	100.0	寿司「築地寿司岩」のチェーン経営および外販

(7) 主要な事業内容（平成23年8月31日現在）

当社の企業集団は、当社および連結子会社7社ならびに関連会社1社で構成され、飲食店舗チェーンの展開による飲食事業を主な内容とし、さらにこれに関連する食材の卸売事業、不動産事業、フランチャイズ事業、運送およびその他サービス事業等の事業活動を展開しております。具体的事業としては次のとおりであります。

- ① 飲 食 事 業：飲食店舗チェーンの展開、病院・事業用給食施設の運営
- ② 卸 売 事 業：生鮮食材等の卸売、フランチャイズ店への食材卸
- ③ 不 動 産 事 業：不動産の賃貸・管理
- ④ フランチャイズ事業：フランチャイズ店のロイヤリティ収入等の事業
- ⑤ そ の 他 事 業：食材等の運送、飲料水等の製造・販売

(8) 主要拠点等

- ① 当社の主要な事業所および工場の状況

当 社 本 社	東京都品川区南大井六丁目28番12号
当 社 中 部 営 業 所	愛知県名古屋市中区栄四丁目14番15号
当 社 物 流 セ ン タ ー	東京都品川区東品川一丁目32番15号
当社名古屋物流センター	愛知県名古屋市中区熱田区千代田町11番24号
当 社 ク ッ ク チ ル 工 場	東京都大田区東糀谷二丁目3番4号

- ② 子会社の事業所および工場

株式会社イズ・プランニング本社	東京都品川区南大井六丁目16番10号
株式会社ディ・エス物流本社	東京都品川区東品川一丁目32番15号
米川水産株式会社本社および工場	東京都中央区勝どき四丁目5番12号
株式会社アサヒビジネスプロデュース本社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番7号
株式会社アルス本社	東京都大田区蒲田三丁目23番8号
新潟県佐渡海洋深層水株式会社本社および工場	新潟県佐渡市多田960番地
株式会社壽司岩本社	東京都大田区東糀谷二丁目3番4号

③ グループ店舗
・直営店……………662店舗 ・フランチャイズ店……………217店舗

都 道 府 県	直 営 店	フランチャイズ店	合 計
	店	店	店
東京都	271	70	341
埼玉県	39	86	125
千葉県	109	13	122
神奈川県	66	12	78
東京都	30	0	30
静岡県	22	0	22
茨城県	11	4	15
新潟県	12	2	14
長野県	6	8	14
群馬県	7	4	11
栃木県	0	11	11
福島県	8	1	9
三重県	7	0	7
山梨県	2	4	6
富山県	5	0	5
福井県	5	0	5
長岡市	5	0	5
宮崎県	5	0	5
岐阜県	4	1	5
静岡県	4	0	4
石川県	4	0	4
大分県	4	0	4
兵庫県	3	0	3
岡山県	3	0	3
広島県	3	0	3
山形県	2	0	2
福島県	2	0	2
滋賀県	2	0	2
京都府	2	0	2
京都市	2	0	2
島根県	2	0	2
山口県	2	0	2
熊本県	1	1	2
宮崎県	1	0	1
秋田県	1	0	1
奈良県	1	0	1
和歌山県	1	0	1
鳥取県	1	0	1
香川県	1	0	1
高知県	1	0	1
佐賀県	1	0	1
鹿児島県	1	0	1
合 計	662	217	879

(9) 使用人の状況（平成23年8月31日現在）

区 分	人 数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
	人	人	歳	年
飲 食 事 業	3,353	△53	40.6	5.4
卸 売 事 業	142	1	42.0	9.1
不 動 産 事 業	16	0	36.2	6.9
フランチャイズ事業	9	1	53.7	18.9
そ の 他 事 業	408	△3	40.0	6.8
合 計 また は 平 均	3,928	△54	40.6	5.8

(注) 上記従業員数には、パート・アルバイトの期中平均人数 4,374人（1日8時間換算）は含んでおりません。

関係会社従業員については、主要事業の区分に集計されております。

(10) 主要な借入先および借入額（平成23年8月31日現在）

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,694
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,349
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	966
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	945
株 式 会 社 り そ な 銀 行	710
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	598
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	470
株 式 会 社 千 葉 銀 行	454
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	450
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	240
株 式 会 社 常 陽 銀 行	212
株 式 会 社 伊 予 銀 行	100
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	90
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	58

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**訴訟**

当社および当社役員4名は、当社元従業員（平成19年4月1日入社）が平成19

年8月に自宅で心臓性突然死により死亡したことに関し、遺族より、損害賠償金100百万円と遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起され、平成22年5月に京都地方裁判所より、損害賠償金78百万円および遅延損害金の支払いを命ずる判決が下され、また、平成23年5月に大阪高等裁判所より、当社の控訴を棄却する判決が下されました。

当社としては、大阪高等裁判所の判決において示された安全配慮義務違反、業務の起因性ならびに役員の責任に関する証拠採用、および法律の解釈は適正なものとは考えられず、平成23年6月8日付で最高裁判所に上告および上告受理申し立てをしております。

2. 会社の株式に関する事項（平成23年8月31日現在）

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 21,198,962株 |
| | (自己株式 1,112,940株を含む) |
| (3) 株主数 | 20,206名 |
| (4) 大株主の状況 | |

株主名	持株数	出資比率
	千株	%
株式会社宇宙	5,514	27.5
サントリービア&スピリッツ株式会社	2,843	14.2
平辰	1,007	5.0
大庄従業員持株会	630	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	578	2.9
株式会社三井住友銀行	429	2.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	420	2.1
アサヒビール株式会社	367	1.8
大庄取引先持株会	303	1.5
麒麟麦酒株式会社	229	1.1

(注) 上記大株主には、自己株式（1,112,940株）は含まれておりません。
また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成23年8月31日現在）

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成23年8月31日現在）

(1) 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 辰	社長 兼営業統括本部長	米川水産(株) 代表取締役社長 (株)ディ・エス物流 代表取締役会長 (株)アルス 代表取締役会長 新潟県佐渡海洋深層水(株) 代表取締役社長 協同組合庄や和食グループ 理事長 (株) 宇 宙 取 締 役
専務取締役	石 村 公 一	物流統括本部長 兼物流営業本部長 兼物流企画室長	
専務取締役	水 野 正 嗣	管理統括本部長 兼管理本部長	新潟県佐渡海洋深層水(株) 取締役 (株) アル ス 監 査 役
専務取締役	寺 田 徹 郎	営業本部長 兼第三支社長 兼第六支部長 兼営業推進部長	
常務取締役	林 田 泰 徳	第一支社長 兼第二支部長	
常務取締役	平 了 寿	営業戦略本部長	(株)宇宙 代表取締役社長 米川水産(株) 常務取締役
取締役	稲 葉 繁 寿	商品本部長	米川水産(株) 代表取締役副社長
取締役	新 井 哲	第四支社長 兼第八支部長 兼東北店舗部長	
取締役	平 博	第五支社長 兼研修センター長	協同組合庄や和食グループ 理事
取締役	平 山 等	人事・情報本部長	
取締役	木目田 裕		西村あさひ法律事務所 弁護士（パートナー） 楽天証券株式会社 社外取締役
常勤監査役	衛 藤 昌 平		
監査役	中 條 高 徳		アサヒグループホールディングス株式会社 名誉顧問 (株)アサヒビジネスプロデュース 社外監査役
監査役	長 岡 勝 美		公 認 会 計 士 税理士法人 長岡会計 社員
監査役	一 言 善 雄		

- (注) 1. 取締役木目田裕は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役のうち中條高德、長岡勝美および一言善雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 常勤監査役衛藤昌平は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役長岡勝美は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 社外取締役木目田裕および社外監査役長岡勝美につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	214百万円 (5百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	18百万円 (9百万円)
合 計 (うち社外役員)	15名 (4名)	232百万円 (14百万円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額13百万円を支払っております。
 2. 株主総会の決議による取締役に対する報酬限度額は年額360百万円であります。(平成3年11月27日 定時株主総会決議)
 3. 株主総会の決議による監査役に対する報酬限度額は年額36百万円であります。(平成3年11月27日 定時株主総会決議)
 4. 上記、報酬等の総額には当該事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

(3) 社外役員の状況

- ① 他の法人等における業務執行取締役等、社外役員の兼務の状況 (平成23年8月31日現在)

区 分	氏 名	他の法人等における業務執行取締役等、社外役員の兼務の状況
取 締 役	木目田 裕	西村あさひ法律事務所 弁護士 (パートナー) 楽天証券株式会社 社外取締役
監 査 役	中 條 高 徳	アサヒグループホールディングス株式会社 名誉顧問 (株)アサヒビジネスプロデュース 社外監査役
監 査 役	長 岡 勝 美	公認会計士 税理士法人 長岡会計 社員
監 査 役	一 言 善 雄	

- (注) 上記社外役員が業務執行取締役等、社外役員を兼務する法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 の 内 容
取 締 役	木目田 裕	当事業年度開催の取締役会においては17回中、16回に出席し、主に弁護士としての専門的な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を行っております。
監 査 役	中 條 高 徳	当事業年度開催の取締役会において17回中、7回に出席し、監査役会については15回中、5回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会ならびに監査役会で、適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	長 岡 勝 美	当事業年度開催の取締役会においては17回中、17回に出席し、監査役会については15回中、15回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的知見から、取締役会ならびに監査役会で、適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	一 言 善 雄	当事業年度開催の取締役会においては17回中、17回に出席し、監査役会については15回中、15回に出席し、アサヒビール株式会で経験した市場開発の知識、見識から、取締役会ならびに監査役会で、適宜質問をし、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 31,500千円
- (3) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 31,500千円
- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社は、会計監査人の解任または不再任の決定に関しては、会社法第340条

第1項に照らし合わせて判断いたします。

- (注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員の職務の執行が法令・定款および社内規程に適合することを確保するために、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、取締役がこれを率先して遵守することにより、企業価値の向上と社会的責任を遂行します。
- ② 取締役会については、「取締役会規程」ならびに「取締役会付議規程」の定めにより、月1回の定期開催を原則とし、必要に応じて随時開催しております。運営に当たっては、経営上の重要な事項については弁護士等その分野の専門家にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。
- ③ 取締役の職務執行については、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査規程」の定めにより経営執行に対する監督強化を図っております。なお、取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、取締役会に報告し、その是正を図り、適切かつ厳正な運営を実行します。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会の職務執行に係る取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等の保存管理すべき情報については、「文書取扱規程」「情報管理規程」に基づき保存期間・保存方法を明確にし、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が何時でも閲覧可能な状態を維持しております。
- ② 取締役の職務執行に係る情報等は、「情報管理規程」に定める情報区分に従った表示を施して記録・保存しております。また電磁的媒体の記録情報にはアクセス制限を付す等のセキュリティ管理をしております。
- ③ 取締役の職務執行に関する情報の作成、保存、管理状況について、監査役が監査します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程およびその他の体制

- ① 当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク要因として、下記事項が内在していることを認識し、取締役および従業員全員が共有し対応しております。

- イ. 経営戦略の意思決定において十分な情報、分析、検討等の欠如による戦略ミスが、経営成績や財政状態に重大な影響を及ぼすリスク
 - ロ. 食中毒や食材事故の発生により、店舗の一定期間の営業停止や営業認可取消し、ブランドの失墜、損害賠償の請求等を被るリスク
 - ハ. 役員や従業員の不正行為やコンプライアンス違反により、社会的信用の失墜や経営に重大な支障を被るリスク
 - ニ. 投資活動において当初計画の回収ができずに重大な損失となるリスク
 - ホ. 不測の事態により情報管理システムに障害が発生し、物流体制や店舗運営体制に支障をきたすことにより業績に重大な損失を被るリスク
 - ヘ. 自然災害や火災、店舗や工場での不測の事故等により、店舗営業を中断せざるを得ない状況が発生した場合に業績や財政状態に重大な影響を被るリスク
 - ト. その他の経営に重大な影響を被るリスク
- ② リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を定め、取締役および従業員全員が認識を共有する体制にしております。また、内在する個々のリスクについては管理責任者を任命し、適切な対策を実施して発生の未然防止を図っております。
 - ③ 各部門の担当役員は、リスクマネジメント状況を監督し、適切な指導・改善を図っております。
また、リスク管理委員会を定期に開催し、想定されるリスクの予防策策定、および顕在化したリスクの対応と再発防止策を実行しております。
 - ④ 不測の事態が発生した場合の「危機管理規程」を定め、不測事態発生時には直ちに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を組成し、顧問弁護士、外部専門家等のアドバイスを受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限に食い止める体制を構築しております。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務執行が効率的に実行されることを前提として「取締役会規程」を定め、取締役会の月1回の定例開催および重要事項については必要に応じて随時取締役会を開催しております。
 - ② 重要事項については「取締役会付議規程」を定め、取締役会に付議する担当取締役が中心となって関係各部門と十分に事前協議し、取締役会の審議を経た上で執行決定しております。
 - ③ 取締役会での決定事項の業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに沿って各部門の責任者の下で効率的な運営に努めております。
- (5) 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 従業員の職務執行が円滑かつ適正に運営される基本として、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、これの遵守の徹

底に努めております。

- ② 会社のコンプライアンスを統括する専門組織としてコンプライアンス統括室を置き、コンプライアンスの社内徹底、教育研修等の取組み状況を監査し、維持・向上を図り機能性を高めることにしております。
- ③ 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期に開催し、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、監視する体制をとっております。
- ④ コンプライアンス教育・指導は、研修制度にカリキュラムを折り込み実施しております。

また、その結果を取締役ならびに監査役に適宜報告してコンプライアンス体制の充実を図っております。

- ⑤ 法令・定款違反行為、コンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報制度規程」を定め、第三者機関および内部監査部を直接の通報受理者とする社内通報システムを設置しており、早期に問題点の対応を図ることとしております。なお、運営に当たっては情報提供者の保護など「内部通報制度規程」の定めに従って対応しております。
- (6) 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」は、グループ会社の行動指針として適用し推進しております。また、グループ会社にも当社の諸規程を踏まえた各社毎の規程を整備させることにより、グループ全体の業務の適正を確保する運営に努めております。
 - ② グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき当社への報告、決裁等を基本に管理を行っております。また、当社の内部監査部が定期的に監査を行うとともに、必要に応じて経理部が四半期毎の会計監査を行うなど、関係各部がモニタリングを実施し、問題点の早期把握、改善に努めております。
 - ③ グループ会社の月次会議を毎月開催し、計画と実績面の検証の他、月次における適正な業務処理の改善を実施しております。
 - ④ 親会社監査役は、関係会社監査役との連携を密にし、関係会社各社の内部統制システムの有効性について定期的に検証します。また、グループ会社に法令定款違反行為、コンプライアンスに関する重要な事実が発見された場合は、親会社の常勤監査役に報告を行うとともに、早期に適切な改善を図ることにしております。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の求めに応じ、当社の使用人から監査役補助者を任命することにしております。運営に当たっては、

監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととし、その人事評価は常勤監査役が行い、当該使用人の任命、異動等の人事上の処遇については常勤監査役の同意を得た上で決定し、取締役会からの独立性を確保します。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

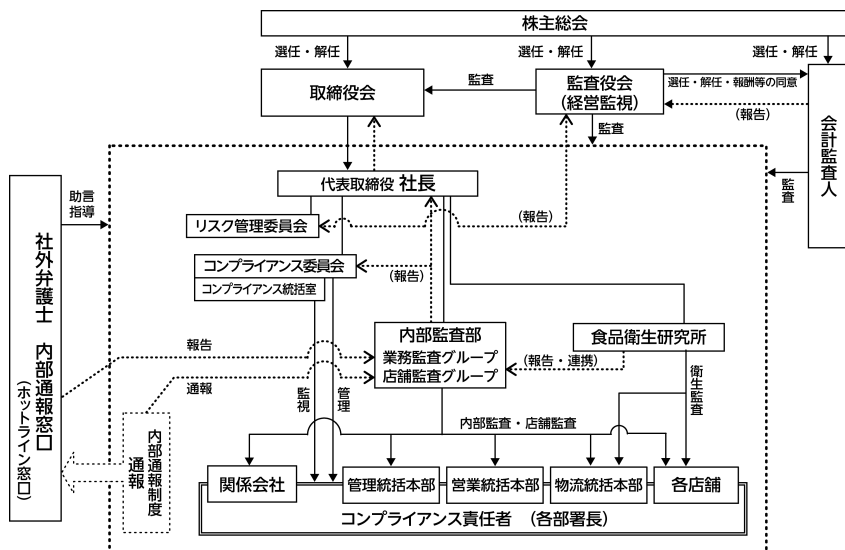
① 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項等については「監査役会規程」を定め、業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項について速やかに監査役に報告する体制を構築しております。

また定款および「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、監査役は各種会議へ出席し報告を受けるとともに意見を述べる体制としております。

② 監査役が資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保しております。

監査役は、代表取締役や内部監査部と定期的に意見および情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高めております。

<コーポレートガバナンス図>



7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上ならびに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に

行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

当期末の配当金につきましては、当社を取り巻く経営環境と当期業績を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら1株当たり6円とさせていただき、通期では1株当たり年間16円となります。

連結貸借対照表

(平成23年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,860	流 動 負 債	14,011
現 金 及 び 預 金	8,472	買 掛 金	2,345
売 掛 金	2,218	短 期 借 入 金	3,975
商 品 及 び 製 品	470	1年以内返済予定長期借入金	2,364
仕 掛 品	0	1年以内償還予定社債	55
原材料及び貯蔵品	190	リ ー ス 債 務	539
前 払 費 用	831	未 払 金	3,049
繰 延 税 金 資 産	567	未 払 法 人 税 等	245
そ の 他	347	未 払 消 費 税 等	199
貸 倒 引 当 金	△238	賞 与 引 当 金	174
		株 主 優 待 引 当 金	89
		店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	148
		訴 訟 損 失 引 当 金	78
		資 産 除 去 債 務	237
		そ の 他	507
固 定 資 産	39,208	固 定 負 債	12,912
有形固定資産	22,821	社 債	3,867
建 物 及 び 構 築 物	10,352	長 期 借 入 金	4,001
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	268	リ ー ス 債 務	1,613
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	966	退 職 給 付 引 当 金	1,156
土 地	9,311	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	523
リ ー ス 資 産	1,920	受 入 保 証 金	607
建 設 仮 勘 定	1	資 産 除 去 債 務	1,110
無形固定資産	1,105	そ の 他	31
借 地 権	913	負 債 合 計	26,924
リ ー ス 資 産	40	純 資 産 の 部	
そ の 他	152	株 主 資 本	25,370
投資その他の資産	15,281	資 本 金	8,626
投 資 有 価 証 券	150	資 本 剰 余 金	9,908
出 資 金	6	利 益 剰 余 金	8,141
長 期 貸 付 金	62	自 己 株 式	△1,304
差 入 保 証 金	8,391	その他の包括利益累計額	△390
敷 金	4,866	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	46
繰 延 税 金 資 産	1,623	土 地 再 評 価 差 額 金	△436
そ の 他	418	少数株主持分	164
貸 倒 引 当 金	△238	純 資 産 合 計	25,145
資 産 合 計	52,069	負債及び純資産合計	52,069

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成22年9月1日から
平成23年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		79,227
売上原価		28,009
売上総利益		51,217
販売費及び一般管理費		51,823
営業損失		605
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	
その他の	110	115
営業外費用		
支払利息	195	
貸倒引当金繰入額	10	
その他の	117	323
経常損失		814
特別利益		
固定資産売却益	9	
貸倒引当金戻入額	30	
賞与引当金戻入額	60	
受取補償金	107	208
特別損失		
固定資産売却損	70	
固定資産除却損	548	
減損損失	1,450	
店舗関係整理損	101	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	697	
災害による損失	34	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	148	
訴訟損失引当金繰入額	78	3,132
税金等調整前当期純損失		3,738
法人税、住民税及び事業税		315
法人税等調整額		△672
少数株主損益調整前当期純損失		3,381
少数株主利益		13
当期純損失		3,395

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成22年9月1日から
平成23年8月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年8月31日残高	8,626	9,908	11,998	△4,232	26,300
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△394		△394
当 期 純 損 失			△3,395		△3,395
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△67		2,927	2,860
自己株式処分差損の振替		67	△67		-
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	△3,857	2,927	△929
平成23年8月31日残高	8,626	9,908	8,141	△1,304	25,370

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年8月31日残高	46	△436	△390	151	26,062
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△394
当 期 純 損 失					△3,395
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					2,860
自己株式処分差損の振替					-
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	0		0	12	13
連結会計年度中の変動額合計	0	-	0	12	△916
平成23年8月31日残高	46	△436	△390	164	25,145

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 7 社

(株)イズ・プランニング

米川水産(株)

(株)ディ・エス物流

(株)アサヒビジネスプロデュース

(株)アルス

新潟県佐渡海洋深層水(株)

(株)壽司岩

- (2) 非連結子会社の名称……………(株)バナナリーフ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数…………… 1 社

- (2) 持分法を適用した関連会社の名称……………(株)エム・アイ・プランニング

- (3) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称……………(株)バナナリーフ

持分法を適用していない理由

当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

(イ)評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(ロ)評価方法

商 品

冷 凍 食 品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製品および仕掛品……………総平均法

原材料および貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

物流センターおよび食品工場の資産……………定額法

物流センターおよび食品工場以外の資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～60年

工具・器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年8月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 株主優待引当金……将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当連結会計年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
 - ④ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - ⑥ 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
 - ⑦ 訴訟損失引当金……係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税および地方消費税の会計処理方法
税抜方式により処理しております。
 - ② のれんの償却方法および償却期間
のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

5.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業損失および経常損失は、それぞれ116百万円増加しており、税金等調整前当期純損失は814百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,225百万円であります。

- (2) 「持分法に関する会計基準」および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。

これによる経常損失および税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

- (3) 専売料収入の計上区分の変更

従来、専売料収入については「営業外収益」に計上しておりましたが、当連結会計年度より、「売上原価」から控除する方法に変更しております。

この変更は、平成22年9月1日に営業推進本部を設置し仕入を含めた戦略の見直しを行うとともに、平成22年9月29日に新物流センター用地を取得し将来的な卸売事業の強化を検討するなか、重要性が一層高まると見込まれる専売料収入について、実態をより適切に表示するために行ったものであります。

これにより、営業損失が836百万円減少しておりますが、経常損失および税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

- (4) 表示方法の変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日法務省令第7号）」を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保資産

- (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	301百万円
機械装置及び運搬具	107百万円
土地	2,234百万円
合計	2,643百万円

- (2) 上記に対応する債務

短期借入金	1,590百万円
1年以内返済予定長期借入金	55百万円
長期借入金	97百万円
合計	1,743百万円

- (3) 佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額……………28,178百万円

3. 土地再評価法

旧(株)榮太郎（平成15年3月10日合併）が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △86百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式……………21,198,962株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成22年11月25日 定時株主総会	普通株式	193	11.00	平成22年8月31日	平成22年11月26日
平成23年4月14日 取締役会	普通株式	200	10.00	平成23年2月28日	平成23年5月20日
計		393			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌期となるもの

平成23年11月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額……………120百万円

② 1株当たり配当額……………6円

③ 基準日……………平成23年8月31日

④ 効力発生日……………平成23年11月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金および敷金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該差入保証金および敷金については、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金および未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらの支払金利の変動リスクを回避するため、原則として固定金利により資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年8月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,472	8,472	-
(2) 売掛金	2,218	2,218	-
(3) 投資有価証券	150	150	-
(4) 差入保証金	8,391	8,097	△293
(5) 敷金	4,866	4,675	△190
資産計	24,098	23,614	△483
(1) 買掛金	2,345	2,345	-
(2) 短期借入金	3,975	3,975	-
(3) 未払金	3,049	3,049	-
(4) 社債	3,922	3,947	25
(5) 長期借入金	6,366	6,329	△36
負債計	19,659	19,647	△11

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4)差入保証金、(5)敷金

これらの時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債、(5)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額0百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、[(3)投資有価証券]には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額……………1,243円77銭
- 2 1 株当たり当期純損失……………178円82銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結子会社との吸収合併

当社は、平成23年7月14日開催の取締役会に基づき、平成23年9月1日を合併期日として、連結子会社の株式会社イズ・プランニングおよび株式会社壽司岩を吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

株式会社イズ・プランニングおよび株式会社壽司岩は、飲食事業を主とした事業展開を行っておりますが、当社グループ全体として経営資源の集中により効率化を図ることでグループ競争力の強化と収益力の向上を目指すため、吸収合併することといたしました。

(2) 合併の要旨

① 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社イズ・プランニングおよび株式会社壽司岩は解散いたします。なお、当社の100%連結子会社であるため、本合併による新株式の発行、資本金の増加および合併交付金の支払いはありません。

② 被合併会社の概要

(株式会社イズ・プランニング)

資産合計	2,662百万円
負債合計	2,317百万円
純資産合計	345百万円

(株式会社壽司岩)

資産合計	263百万円
負債合計	732百万円
純資産合計	△469百万円

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。

(その他の注記)

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	1,156百万円
② 退職給付引当金	1,156百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

① 退職給付費用	123百万円
② 勤務費用	166百万円
③ 利息費用	16百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△59百万円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 割引率	1.5%
② 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
③ 数理計算上の差異の処理年数	

発生年度に一括して費用処理しております。

2. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

貸倒引当金	127百万円
繰越欠損金	123百万円
資産除去債務	96百万円
賞与引当金	71百万円
店舗閉鎖損失引当金	60百万円
未払事業所税	39百万円
株主優待引当金	36百万円
未払事業税	34百万円
訴訟損失引当金	31百万円
その他	61百万円
繰延税金資産小計	682百万円
評価性引当額	△112百万円
繰延税金資産合計	570百万円

繰延税金負債

債権債務の相殺消去に係る貸倒引当金
の減額修正

△2百万円

繰延税金負債合計

△2百万円

繰延税金資産の純額

567百万円

(固定資産)

繰延税金資産

繰越欠損金

1,338百万円

減価償却超過額

490百万円

退職給付引当金

456百万円

資産除去債務

423百万円

減損損失（非償却資産）

370百万円

役員退職慰労引当金

212百万円

貸倒引当金

84百万円

投資有価証券評価損

2百万円

その他

23百万円

繰延税金資産小計

3,402百万円

評価性引当額

△1,588百万円

繰延税金資産合計

1,814百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用

△158百万円

その他有価証券評価差額金

△31百万円

債権債務の相殺消去に係る貸倒引当金

△0百万円

の減額修正

△190百万円

繰延税金負債合計

△190百万円

繰延税金資産の純額

1,623百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担税率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

3. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

取得価額相当額	777百万円
減価償却累計額相当額	598百万円
減損損失累計額相当額	40百万円
期末残高相当額	138百万円

取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- ② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	97百万円
1年超	69百万円
合 計	167百万円

リース資産減損勘定の残高 31百万円

未経過リース料期末残高相当額等は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- ③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失

支払リース料	157百万円
リース資産減損勘定の取崩額	7百万円
減価償却費相当額	149百万円
減損損失	21百万円

- ④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (2) オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内	229百万円
1年超	1,044百万円
合 計	1,274百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年10月19日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園 マ リ 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大庄の平成22年9月1日から平成23年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は、従来、専売料収入については「営業外収益」に計上していたが、当連結会計年度より、「売上原価」から控除する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年9月1日から平成23年8月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年10月24日

株式会社 大庄 監査役会

常勤監査役 衛 藤 昌 平

印

社外監査役 中 條 高 徳

印

社外監査役 長 岡 勝 美

印

社外監査役 一 言 善 雄

印

以上

貸 借 対 照 表

(平成23年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,272	流 動 負 債	11,307
現金及び預金	7,371	買掛金	1,913
売掛金	1,125	短期借入金	2,800
商品及び製品	285	1年以内返済予定長期借入金	2,104
仕掛品	0	リース債務	496
原材料及び貯蔵品	149	未払払	2,598
前払費用	771	未払法人税等	187
関係会社貸付金	456	未払消費税等	159
繰延税金資産	492	賞与引当金	76
その他の貸倒引当金	291	株主優待引当金	89
	△672	店舗閉鎖損失引当金	145
		訴訟損失引当金	78
		資産除去債務	237
		その他の負債	420
固 定 資 産	36,941	固 定 負 債	11,370
有形固定資産	19,758	社債	3,000
建物	8,839	長期借入金	3,805
機械及び装置	110	リース債務	1,433
工具・器具及び備品	813	退職給付引当金	953
土地	8,262	役員退職慰労引当金	443
リース資産	1,713	受入保証金	688
建設仮勘定	1	資産除去債務	1,013
その他の固定資産	17	その他の負債	31
無形固定資産	1,090	負 債 合 計	22,677
借地権	913	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	177	株 主 資 本	24,925
投資その他の資産	16,092	資本	8,626
投資有価証券	150	資本剰余金	9,908
関係会社株式	1,849	資本準備金	9,908
長期貸付金	163	利益剰余金	7,694
長期前払費用	101	利益準備金	176
差入保証金	7,707	その他利益剰余金	7,517
敷金	4,634	別途積立金	10,109
繰延税金資産	1,548	繰越利益剰余金	△2,592
その他の貸倒引当金	241	自己株式	△1,303
	△304	評価・換算差額等	△390
資 産 合 計	47,213	その他有価証券評価差額金	46
		土地再評価差額金	△436
		純 資 産 合 計	24,535
		負債及び純資産合計	47,213

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年9月1日から
平成23年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	64,320
売上原価	19,189
売上総利益	45,130
販売費及び一般管理費	45,736
営業損失	606
営業外収益	
受取利息及び配当金	28
その他の	100
営業外費用	
支払利息	163
貸倒引当金繰入額	4
その他の	80
経常損失	249
特別利益	726
固定資産売却益	9
貸倒引当金戻入額	17
賞与引当金戻入額	53
受取補償金	107
特別損失	187
固定資産売却損	70
固定資産除却損	470
関係会社有価証券評価損	523
減損損失	1,283
店舗関係整理損	95
貸倒引当金繰入額	579
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	658
災害による損失	25
店舗閉鎖損失引当金繰入額	145
訴訟損失引当金繰入額	78
税引前当期純損失	3,932
法人税、住民税及び事業税	4,472
法人税等調整額	213
当期純損失	△805
	3,879

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成22年9月1日から
平成23年8月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成22年8月31日残高	8,626	9,908	0	9,908
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△67	△67
自己株式処分差損の振替			67	67
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0
平成23年8月31日残高	8,626	9,908	-	9,908

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成22年8月31日残高	176	12,609	△750	12,036	△4,231	26,340
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩		△2,500	2,500	-		-
剰 余 金 の 配 当			△394	△394		△394
当 期 純 損 失			△3,879	△3,879		△3,879
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
自 己 株 式 の 処 分					2,927	2,860
自己株式処分差損の振替			△67	△67		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	△2,500	△1,841	△4,341	2,927	△1,414
平成23年8月31日残高	176	10,109	△2,592	7,694	△1,303	24,925

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成22年8月31日残高	46	△436	△390	25,949
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩				-
剰 余 金 の 配 当				△394
当 期 純 損 失				△3,879
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				2,860
自己株式処分差損の振替				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	0		0	0
事業年度中の変動額合計	0	-	0	△1,413
平成23年8月31日残高	46	△436	△390	24,535

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価
法（評価差額は全部純資産直入法に
より処理し、売却原価は移動平均法
により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

① 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方
法）によっております。

② 評価方法

商 品

冷 凍 食 品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製品および仕掛品……………総平均法

原材料および貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

物流センターおよび食品工場の資産……………定額法

物流センターおよび食品工場以外の資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）に
ついては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～60年

工具・器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期
間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年8月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 株主優待引当金……将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当事業年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
- (7) 訴訟損失引当金……係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、当事業年度末において必要と認められる金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税および地方消費税の処理方法は税抜方式により処理しております。

5. 重要な会計方針の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業損失および経常損失は、それぞれ99百万円増加しており、税引前当期純損失は757百万円増加しております。また、当会計基準等

の適用開始による資産除去債務の変動額は1,127百万円であります。

(2)専売料収入の計上区分の変更

従来、専売料収入については「営業外収益」に計上しておりましたが、当事業年度より、「売上原価」から控除する方法に変更しております。

この変更は、平成22年9月1日に営業推進本部を設置し仕入を含めた戦略の見直しを行うとともに、平成22年9月29日に新物流センター用地を取得し将来的な卸売事業の強化を検討するなか、重要性が一層高まると見込まれる専売料収入について、実態をより適切に表示するために行ったものであります。

これにより、営業損失が797百万円減少しておりますが、経常損失および税引前当期純損失に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 26,226百万円

2. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	1,349百万円
計	1,349百万円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	1,200百万円
計	1,200百万円

(3) 佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	497百万円
関係会社に対する長期金銭債権	155百万円
関係会社に対する短期金銭債務	455百万円
関係会社に対する長期金銭債務	356百万円

4. 取締役に対する金銭債権 56百万円

5. 旧(株)榮太郎（平成15年3月10日合併）が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 再評価を行った土地の期末における
 時価と再評価後の帳簿価額との差額 △86百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引

(イ)売 上 高 739百万円

(ロ)仕 入 高 等 4,659百万円

営業取引以外の取引高 33百万円

2. 固定資産売却益は、店舗資産7件を売却したことに伴うものであります。

3. 固定資産売却損は、店舗資産6件を売却したことに伴うものであります。

4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

建物 395百万円

機械及び装置 10百万円

工具・器具及び備品 22百万円

その他 41百万円

合計 470百万円

5. 店舗関係整理損の主なものは、日本海庄や神戸店の閉店等に伴うものであります。

6. 当事業年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都他（95件）	店舗資産	建物及び構築物	1,024百万円
		土地	200百万円
		その他	48百万円
	工場資産	その他	10百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増	加	減	少	当事業年度末
自己株式 普通株式	3,612,900株		40株	2,500,000株		1,112,940株
合 計	3,612,900株		40株	2,500,000株		1,112,940株

(変動事由の概要)

自己株式の増加40株は、単元未満株式の買取による増加40株であります。自己株式の減少2,500,000株は、第三者割当による自己株式の処分による減少2,500,000株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

貸倒引当金	271百万円
繰越欠損金	123百万円
資産除去債務	96百万円
店舗閉鎖損失引当金	58百万円
株主優待引当金	36百万円
未払事業所税	35百万円
未払事業税	31百万円
訴訟損失引当金	31百万円
賞与引当金	30百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	748百万円
評価性引当額	△255百万円
繰延税金資産合計	492百万円
繰延税金資産の純額	492百万円

(固定資産)

繰延税金資産

繰越欠損金	957百万円
減価償却超過額	460百万円
資産除去債務	410百万円
退職給付引当金	386百万円
関係会社株式評価損	341百万円
減損損失（非償却資産）	311百万円
役員退職慰労引当金	179百万円
貸倒引当金	112百万円
その他	21百万円
繰延税金資産小計	3,181百万円
評価性引当額	△1,444百万円
繰延税金資産合計	1,736百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△156百万円
その他有価証券評価差額金	△31百万円
繰延税金負債合計	△188百万円
繰延税金資産の純額	1,548百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担税率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため、掲載しておりません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

取得価額相当額	695百万円
減価償却累計額相当額	524百万円
減損損失累計額相当額	40百万円
期末残高相当額	130百万円

取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	91百万円
1年超	69百万円
合 計	160百万円
リース資産減損勘定の残高	31百万円

未経過リース料期末残高相当額等は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失

支払リース料	146百万円
リース資産減損勘定の取崩額	7百万円
減価償却費相当額	139百万円
減損損失	21百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内	20百万円
1年超	34百万円
合 計	55百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

- (1) 親会社および法人主要株主等
該当取引はありません。
- (2) 子会社および関連会社等
該当取引はありません。
- (3) 兄弟会社等
該当取引はありません。
- (4) 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員および個人主要株主	平辰	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 5.0	店舗の賃借	第一ビル賃借	51	差入保証金	56
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)エム・アイ・プランニング	東京都葛飾区	10	飲料類の販売	当社所有 直接 20.0	飲料類の購入	商品仕入	948	買掛金	80

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 第一ビルの賃借については、不動産鑑定士の鑑定評価による公正な価額により取引をしております。
- 2 (株)エム・アイ・プランニングは当社代表取締役平辰の近親者が議決権の60%を直接所有しております。
- 3 商品の仕入価格については、市場価格を勘案した一般的取引条件と同様に決定しております。
- 4 上記取引金額には、消費税は含まれておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額…………… 1,221円53銭
2. 1株当たり当期純損失…………… 204円31銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結子会社との吸収合併

連結子会社との吸収合併

当社は、平成23年7月14日開催の取締役会に基づき、平成23年9月1日を合併期日として、連結子会社の株式会社イズ・プランニングおよび株式会社壽司岩を吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

株式会社イズ・プランニングおよび株式会社壽司岩は、飲食事業を主とした事業展開を行っておりますが、当社グループ全体として経営資源の集中により効率化を図ることでグループ競争力の強化と収益力の向上を目指すため、吸収合併することいたしました。

(2) 合併の要旨

① 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社イズ・プランニングおよび株式会社壽司岩は解散いたします。なお、当社の100%連結子会社であるため、本合併による新株式の発行、資本金の増加および合併交付金の支払いはありません。

② 被合併会社の概要

(株式会社イズ・プランニング)

資産合計	2,662百万円
負債合計	2,317百万円
純資産合計	345百万円

(株式会社壽司岩)

資産合計	263百万円
負債合計	732百万円
純資産合計	△469百万円

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年10月19日

株式会社 大 庄

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園 マ リ ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大庄の平成22年9月1日から平成23年8月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「重要な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 「重要な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は、従来、専売料収入については「営業外収益」に計上していたが、当事業年度より、「売上原価」から控除する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

第40期は繰越利益剰余金がマイナスとなりました。減配とはなりますが安定配当という当社の基本方針を踏襲すべく、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	3,000,000,000円
-------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	3,000,000,000円
---------	----------------

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけ、安定配当を継続することを基本とし、業績ならびに今後の事業展開を勘案して配当を行う方針としています。

当事業年度の業績は、事業報告に記載のとおり厳しい結果となりましたが、期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円	総額	120,516,132円
----------------	----	--------------

なお、これにより、中間配当金（1株につき10円）を含めました当期の年間配当金は1株につき16円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年11月28日

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役11名のうち、水野 正嗣氏を除く10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	平 辰 (昭和15年1月4日生)	昭和35年10月 (株)日立製作所入社 昭和39年11月 (株)イーワン入社 昭和43年4月 和食「朱鷺」を開店 昭和46年11月 (株)朱鷺（平成元年9月、(株)大庄に商号変更）設立、代表取締役社長 昭和56年4月 協同組合庄や和食グループ理事長（現任） 昭和61年5月 (有)宇宙（平成22年6月、(株)宇宙に商号変更）取締役（現任） 平成2年5月 (有)大運（平成16年5月、(株)ディ・エス物流に商号変更）設立、代表取締役社長（現会長） 平成9年10月 米川水産(株)代表取締役社長（現任） 平成11年6月 (株)エーエルエス（平成11年12月、(株)アルスに商号変更）代表取締役会長（現任） 平成12年10月 (株)イズ・プランニング（平成23年9月、(株)大庄と合併）代表取締役会長 平成20年1月 新潟県佐渡海洋深層水(株)代表取締役社長（現任） 平成20年12月 (株)壽司岩（平成23年9月、(株)大庄と合併）代表取締役社長 平成23年8月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長（現任）	1,007,544株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	いしむら こういち 石 村 公 一 (昭和30年11月18日生)	昭和53年4月 (有)大庄入社 昭和60年1月 同社三多摩地区営業部長 平成元年9月 合併に伴い、当社営業本部長 平成3年11月 当社取締役営業本部長 平成8年9月 当社取締役店舗本部長 平成8年11月 当社常務取締役店舗本部長 平成11年9月 当社常務取締役店舗本部長兼新業態 第二店舗部長 平成12年11月 当社専務取締役店舗本部長兼新業態 第二店舗部長 平成13年11月 当社専務取締役店舗本部長兼第五店 舗部長 平成14年11月 当社専務取締役店舗本部長兼第四店 舗部長 平成19年3月 当社専務取締役店舗本部長兼第四支 社長 平成21年9月 当社専務取締役店舗本部長兼第四支 社長兼第二支社長 平成22年11月 当社専務取締役店舗本部長兼第二及 び第四支社長兼物流統括本部長兼物 流営業本部長 平成23年9月 当社専務取締役物流統括本部長兼物 流営業本部長兼物流企画室長（現 任）	49,934株
3	てらだ てつろう 寺 田 徹 郎 (昭和24年12月1日生)	昭和49年4月 (株)東京相和銀行入行 平成9年7月 同行常務取締役 平成10年7月 同行専務取締役 平成12年7月 当社入社 平成12年10月 (株)イズ・プランニング（平成23年 9月、(株)大庄と合併）代表取締役社 長 平成21年11月 当社取締役 平成23年8月 当社専務取締役営業本部長兼第三支 社長兼第六支部長兼営業推進部長 （現任）	2,400株
4	はやしだ やすのり 林 田 泰 徳 (昭和33年9月5日生)	昭和52年4月 (株)恵通商事入社 昭和58年1月 当社入社 平成元年4月 当社関東南営業部長 平成9年11月 当社取締役関東南支社長 平成11年9月 当社取締役営業推進本部長兼関東南 支社長 平成13年11月 当社取締役第一支社長 平成19年11月 当社常務取締役第一支社長 平成23年8月 当社常務取締役第一支社長兼第二支 部長（現任）	48,768株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	たいら かつとし 平 了 寿 (昭和41年1月17日生)	平成3年4月 サントリー(株)入社 平成6年11月 当社入社 平成9年9月 当社新業態店舗推進部長 平成12年11月 当社取締役新業態第一店舗部長 平成13年11月 当社取締役第三支社長 平成19年3月 当社取締役第二支社長 平成21年10月 当社取締役管理本部副本部長 平成22年6月 (株)宇宙代表取締役社長（現任） 平成22年9月 当社常務取締役営業推進本部長兼管理本部副本部長 平成22年10月 米川水産(株)常務取締役（現任） 平成23年8月 当社常務取締役営業戦略本部長（現任）	67,500株
6	あら い てつ 新 井 哲 (昭和41年9月10日生)	昭和62年3月 (株)やるき茶屋入社 平成元年9月 合併に伴い、当社入社 平成9年11月 当社やるき茶屋第三店舗部次長 平成11年9月 当社やるき茶屋第三店舗部長 平成13年9月 当社第四支社長 平成14年11月 当社取締役第四支社長 平成15年3月 当社取締役第四支社長兼中部支社副支社長 平成17年10月 当社取締役第四支社長 平成19年3月 当社取締役第三支社長 平成23年8月 当社取締役第四支社長兼第八支部長兼東北店舗部長（現任）	6,600株
7	たいら ひろし 平 博 (昭和23年8月25日生)	昭和46年11月 (株)朱鷺設立、取締役就任 昭和52年10月 (有)大庄取締役営業部長 昭和57年10月 同社常務取締役営業本部長 平成元年9月 合併に伴い、当社常務取締役就任 平成元年12月 (株)イズ・プランニング（平成23年9月、(株)大庄と合併）代表取締役社長 平成3年5月 協同組合庄や和食グループ理事（現任） 平成8年11月 当社退任、以降研修センター講師として従業員教育に専任 平成21年11月 当社取締役事業本部長兼研修センター長 平成22年7月 当社取締役事業本部長兼研修センター長兼店舗運営指導室長 平成23年8月 当社取締役第五支社長兼研修センター長（現任）	102,200株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
8	ひらやま ひとし 平 山 等 (昭和28年12月19日生)	昭和52年4月 (株)三井銀行（現(株)三井住友銀行）入 行 平成9年6月 同行高津支店長 平成12年12月 同行練馬法人営業部長 平成15年3月 (株)エヌ・シー・エヌインスティテュ ート入社 平成18年12月 当社入社 人事部長 平成20年10月 当社執行役員管理本部副本部長兼人 事部長・コンプライアンス統括室長 平成21年11月 当社取締役人事本部長兼人事部長兼 コンプライアンス統括室長 平成23年9月 当社取締役人事・情報本部長（現 任）	1,200株
9	にしだ たつじ ※西 田 達 治 (昭和27年9月1日生)	昭和50年4月 サントリー(株)入社 平成12年3月 同社千葉支店長 平成14年3月 同社市場開発本部営業企画部長 平成16年4月 同社仙台支店長 平成18年1月 サンリープ(株)取締役営業推進部長兼 人材教育担当 平成23年4月 サントリーホールディングス(株)出 向、当社執行役員第二支社長 平成23年10月 当社入社 執行役員第二支社長（現 任）	0株
10	きめだ ひろし 木目田 裕 (昭和42年9月26日生)	平成5年4月 検事任官 平成9年4月 東京地方検察庁特別捜査部 平成14年7月 検事退官 平成14年8月 西村総合法律事務所（現西村あさひ 法律事務所）入所（現任） 平成17年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員 教授（現任） 平成17年11月 当社取締役（現任） 平成19年1月 楽天証券(株)社外取締役（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※は新任取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
(1) 木目田 裕氏は、社外取締役候補者であります。
(2) 社外取締役候補者とした理由

10年間の検事経験を経て、西村あさひ法律事務所では活躍されており、その専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって6年間であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材の招聘を容易にするため、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外取締役候補者木目田 裕氏は、当社との間で会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。社外取締役の選任が承認された場合、当社は、木目田 裕氏とは引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

現在の監査役4名のうち、衛藤昌平氏、中條高德氏、一言善雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	※佐々木 芳 広 (昭和29年8月23日生) さ さ き よ し ひ ろ	昭和52年4月 山水電気(株)入社 平成7年1月 当社入社 財務課長 平成9年6月 当社経理部長 平成10年12月 当社執行役員経理部長 平成13年11月 当社執行役員社長室長（現任）	1,000株
2	※丸 山 紘 史 (昭和20年7月18日生) ま る や ま ひ ろ ふ み	昭和44年4月 サントリー(株)入社 平成9年4月 同社取締役食品事業部長 平成11年4月 同社取締役近畿・中国・四国営業本部長 平成13年4月 同社取締役宣伝事業部長 平成15年4月 同社常務取締役研究本部長 平成17年4月 同社常務取締役ビール事業部長 平成19年9月 同社常務取締役首都圏営業本部長 平成21年4月 サントリー酒類(株)常勤監査役、サントリービア&スピリッツ(株)監査役 平成22年4月 サントリーホールディングス(株)顧問（現任）	0株
3	中 條 高 德 (昭和2年5月3日生) な か じ ょ う た か の り	昭和27年4月 アサヒビール(株)（平成23年7月、アサヒビールホールディングス(株)に商号変更）入社 昭和50年2月 同社取締役 昭和55年3月 同社常務取締役 昭和61年3月 同社代表取締役営業本部長 昭和63年2月 同社代表取締役副社長 平成2年9月 アサヒビール飲料(株)代表取締役会長 平成5年11月 当社監査役（現任） 平成11年11月 (株)アサヒビジネスプロデュース社外監査役（現任）	38,860株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	まつだ ※松田 (昭和31年1月6日生) しげる 繁	昭和54年3月 デトロイト・ハスキンス・アンドセルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和59年9月 監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 平成2年4月 太田昭和コンサルティング㈱（現新日本アーンストヤング税理士法人）入社 平成3年3月 公認会計士登録 平成17年12月 松田公認会計士事務所開業（現任） 平成20年8月 小津産業㈱社外監査役（現任）	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. ※は新任監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 中條高德氏および松田繁氏は社外監査役候補者であります。

(2) 社外監査役候補者とした理由

① 中條高德氏は、アサヒビール㈱などにおける経営者としての経験とともに、当社におきましても長年にわたり監査役を経験され、その経験に基づいた監査は今後も当社に欠かせないものと判断したためであります。

なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって18年間であります。

② 松田繁氏は、監査法人における職歴が長く、監査経験が豊富であり、尚かつ公認会計士および税理士の資格を有しております。その専門的な見地をもって当社を監査していただけるものと判断したためであります。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者中條高德氏は、当社との間で会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。中條高德氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。また、松田繁氏とは新たに同様の内容の契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役稲葉繁寿氏が退任いたしますので、在任中の功労に報いるため、当社の内規に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
いな ば しば とし 稲 葉 繁 寿	平成13年11月 当社取締役 現在に至る

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、監査役衛藤昌平氏および一言善雄氏が退任いたしますので、在任中の功労に報いるため、当社の内規に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、一言善雄氏は社外監査役でございます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
え とう しょう へい 衛 藤 昌 平	平成19年11月 当社監査役 現在に至る
ひと こと よし お 一 言 善 雄	平成20年11月 当社監査役 現在に至る

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

第40回定時株主総会会場案内図

会 場：東京都品川区北品川四丁目7番36号

ホテルラフォーレ東京 地下1階 御殿山ホール

交 通：(電車) JR・品川駅高輪口より 徒歩約10分

京浜急行・北品川駅より 徒歩約5分

(都営バス) JR品川駅(高輪口)発御殿山ガーデン行
約3分(無料)※⑥番乗り場

JR五反田駅(東口)発六本木ヒルズ循環
約8分 御殿山下車

